

非営利団体協議会規程（改定案）

（目的及び設置）

第1条

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）の公益事業の一環として、非営利の視点からネットワークコミュニティの健全な発展に寄与する施策を検討実施するため、理事会の指名した理事（以下「担当理事」という）の下に非営利団体協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（活動内容）

第2条

協議会は、次に掲げる活動を行う。

- 1 ネットワークコミュニティの発展にかかわる全般的な事項及び総合的な施策立案に関し非営利の視点から検討する
- 2 理事会から諮問された事項について検討する
- 3 その他協議会において必要と認めた事項について検討、実施する

（担当理事の役割）

第3条

担当理事は、協議会の活動を充実させ活発にすることを第一義として、協議会と理事会の調整にあたりその目的の実現を図る。

（メンバー）

第4条

メンバーは、協議会の目的に賛同し、担当理事により入会を承認された正会員及び賛助会員とする。

また、理事及び事務局長は、協議会に出席し意見を述べることができる。

（退会）

第5条

前条のメンバーは、担当理事の承認を得て任意に退会することができる。

- 2 なお、メンバーが JPNIC を退会した場合は、協議会についても退会したものとみなす。

(議長及び副議長)

第6条

協議会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長は、協議会メンバーの互選により選出し、副議長は、協議会の同意を得て、議長が指名する。
- 3 議長の選出は毎年度行い、再任を妨げない。
- 4 議長は、協議会を招集し、議事を総括する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に差し支えあるときは、その職務を代行する。

(定足数及び決定数)

第7条

協議会はメンバー数の過半数以上の出席をもって成立する。

- 2 協議会の議事は、出席メンバーの3分の2以上の同意により決する。

(分科会)

第8条

協議会は、協議会内に分科会を設置することができる。

- 2 分科会委員は、メンバーの中から、議長が指名する。
- 3 前項のほか、議長は必要に応じ、協議会の同意を得て、JPNIC事務局その他から分科会委員を委嘱することができる。
- 4 分科会の運営等の細目は、協議会の同意を得て、別に定める。

(事務)

第9条

協議会の事務は、協議会メンバーとJPNIC事務局との持ち回りを前提に、その都度決定する。

(実施細則)

第10条

この規程の施行に必要な事項は、議長が協議会の同意を得て、これを定めることができる。

(附則)

この規程は2004年10月20日から施行する。

(附則2)

この規程は2006年4月1日から施行する。